

『公法研究』公募論文査読制度に関する申し合わせ

2003年3月25日 理事会決定

2024年12月14日理事会決定

1. 『公法研究』第66号(2004年10月刊)から会員の執筆にかかる公募論文を掲載することとし、掲載論文を審査・選定するための査読制度を導入する。
2. 公募論文の掲載は各号について10篇程度までとし、各論文の分量は12600字を上限とする。
3. 公募論文の査読は、理事会の下に置かれる査読委員会がこれを行う。
4. 査読委員会は、理事会において理事の中から互選される査読委員会委員長1名および査読委員10名をもって構成する。査読委員会委員長は同委員会を主宰する。
5. 査読委員会の委員長および委員の任期は1年とし、理事の任期中(3年間)は再任されることができない。
6. 査読委員会の委員長および委員の氏名は公表する。個別の査読の経過および評価は非公開とする。
7. この申し合わせで定めるもののほか、公募論文査読制度の実施に関し必要な規定は、別に定める。
8. この申し合わせは、2003年3月25日から施行する。
9. この申し合わせの規定については、施行後5年を目途として、査読制度の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果にもとづいて必要な措置を講ずるものとする。

2024年改正附則 この改正は、2024年12月14日から施行する。